

# 一宮町教育大綱

## <はじめに>

社会情勢は、グローバル化の進展や地球環境の持続性が重要な課題となっ  
ています。地方では、少子・高齢化や人口減少や産業の縮小が進むなか、活  
気ある地方を取り戻すために、地域における教育の充実はますます必要とな  
っています。

このような時代に対応した人材を育成するため、教育の高度化はもとより、  
幼児教育から義務教育、高等教育への一貫した教育、地域と一体となった  
教育など、今後の本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施  
策の体系を示すため、「一宮町教育大綱」（以下「大綱」という。）を定め  
ます。

## <大綱の位置付け>

大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に  
関する法律（地方教育行政法）」第1条の3に規定されるものです。

これは、今後の本町教育を推進するための基本指針となるものであり、  
一宮町総合計画（2011～2020）と整合を図るとともに、国が定める教育  
振興基本計画を参考にし、策定したものです。

## <目 標>

# 『将来の日本や町の担い手となり

# 世界に羽ばたく若者の育成』

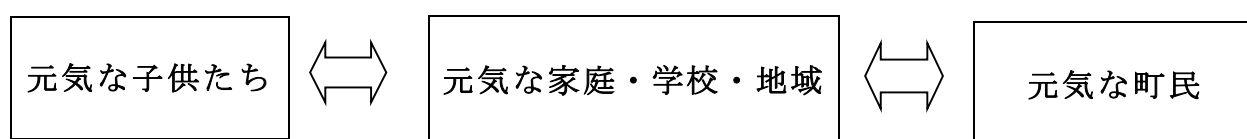
～学校・家庭・地域で

「ふれる」、 「かかわる」、 そして「つながる」を合言葉に～

## < 基本理念 >

学校・家庭・地域社会が連携を深め、「時代のニーズに即応し、社会の変化に主体的に対応できる個性豊かな人間の育成」を目指して、幼児・児童・生徒教育環境の整備充実及び町民の学びが生きる地域づくりを通して、重層的で緊密な協働関係を構築することを基本理念とする。

この理念は、千葉県教育の振興に関する大綱、一宮町教育委員会教育施策及び一宮町総合計画の「まちづくりの将来像」に基づくものです。



## < 基本方針 >

- 1 発達段階（幼児・児童・生徒）に応じた教育を展開し、一人一人の個性を伸ばさせるとともに、過去と未来をつなぎ、世界に羽ばたく真の国際人の育成を目指した学校教育を推進する。

- ◎ 「知・徳・体のバランス」を重視した指導の推進
- ◎ 発達の段階に応じたキャリア教育の推進
- ◎ 地域とともに歩む学校づくりの推進

- 2 教育の原点としての家庭の教育力を高めるとともに、教育相談活動及び異世代間交流を充実し、希望や能力を引き出す社会教育を推進する。

- ◎ 歴史、伝統、文化をしっかりと教育し、生まれた町、住んでいる町に誇りや愛着を持ち、一宮町が大好きだという子供を、地域連携のもと育成
- ◎ 公民館活動の推進
- ◎ 健康・スポーツ・レクリエーションの振興促進
- ◎ 青少年の健全育成の推進

## < 期 間 >

期間は平成27年度を始期、平成29年度を終期とする3ヶ年間とします。